

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 予備自衛官の招集命令書の交付に関し、交付の日から出頭すべき日までの日数を短縮することができる場合を定めること。（第九十一条関係）

二 即応予備自衛官の招集命令書の交付に関し、交付の日から出頭すべき日までの日数を短縮することができる場合を定めること。（第二百二条の五関係）

三 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）